

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

- 1 日時
令和3年4月13日（火曜日）
午前10時0分開会、午前11時21分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、
武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、東根担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、金野併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長
山田財政課総括課長、戸田特命参事兼法務・情報公開課長
 - (2) 復興防災部
戸館復興防災部長、工藤副部長、菊池副部長兼復興危機管理室長、
大坊参事兼復興推進課総括課長、吉田総括危機管理監、栗澤消防安全課総括課長、
澤田復興くらし再建課総括課長、多賀県民安全課長、下川被災者生活再建課長
- 7 一般傍聴者
3名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 請願陳情の審査
受理番号第39号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改
正を求める請願
 - (2) 継続調査（復興防災部関係）
「（仮称）いわて被災者支援センターについて」
 - (3) その他
委員会調査について
- 9 議事の内容
○岩渕誠委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

鈴木担当書記。

東根担当書記。

柳原併任書記。

金野併任書記。

藤川併任書記。

次に、先般の人事異動により、新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

初めに、政策企画部の人事紹介を行います。

新任の石川義晃政策企画部長を御紹介いたします。

○石川政策企画部長 石川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 石川政策企画部長から政策企画部の新任の方々を御紹介願います。

○石川政策企画部長 御紹介申し上げます。

坊良英樹副部長兼首席調査監でございます。

次に、照井富也技術参事兼政策企画課総括課長につきましては、申し訳ありませんが、本日は所用のため欠席でございます。

高橋幸司政策企画課評価課長でございます。

佐藤益子秘書課総括課長でございます。

高橋利典秘書課儀典調整監でございます。

村上聡広聴広報課総括課長でございます。

和田英樹広聴広報課報道課長でございます。

畠山英司総括調査監でございます。

内城仁調査監でございます。

以上でございます。

○岩淵誠委員長 御苦労さまでした。

次に、総務部の人事紹介を行います。

白水総務部長から、総務部の新任の方々を御紹介願います。

○白水総務部長 それでは、総務部の新任の職員を御紹介いたします。

西野文香参事兼行政経営推進課総括課長でございます。

戸田新総務室特命参事兼法務・情報公開課長でございます。

加藤勝章人事課総括課長でございます。

熱海淑子人事課職員育成課長でございます。

山田翔平財政課総括課長でございます。

今野浩税務課総括課長でございます。

小笠原祐喜総務事務センター所長でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 御苦労さまでした。

次に、復興防災部の人事紹介を行います。

新任の戸館弘幸復興防災部長を御紹介いたします。

○**戸館復興防災部長** 戸館でございます。職責を全うできるよう誠心誠意努めてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**岩淵誠委員長** 戸館復興防災部長から、復興防災部の新任の方々を御紹介願ひます。

○**戸館復興防災部長** 復興防災部の職員を名簿順に2回に分けて紹介させていただきます。

菊池芳彦副部長兼復興危機管理室長です。

工藤直樹副部長です。

葛尾淳哉副部長です。沿岸広域振興局副局長を兼任しております。

大坊哲央参事兼復興推進課総括課長です。

吉田陽悦復興危機管理室総括危機管理監です。保健福祉部保健福祉企画室特命参事を兼任しております。

高橋正志復興危機管理室企画課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を兼任しております。

柳原悟復興危機管理室管理課長です。

武蔵百合復興危機管理室放射線影響対策課長です。

澤田彰弘復興くらし再建課総括課長です。

下川知佳復興くらし再建課被災者生活再建課長です。

中里武司防災課総括課長です。

西島敦防災課特命参事兼防災危機管理監です。

栗澤孝信消防安全課総括課長です。

多賀聡消防安全課県民安全課長です。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**岩淵誠委員長** 御苦労さまでした。

次に、ふるさと振興部の人事紹介を行います。

新任の熊谷泰樹ふるさと振興部長を御紹介いたします。

○**熊谷ふるさと振興部長** 熊谷でございます。職責を果たせるよう誠心誠意努めてまいります。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○**岩淵誠委員長** 熊谷ふるさと振興部長から、ふるさと振興部の新任の方々を御紹介願ひます。

○**熊谷ふるさと振興部長** ふるさと振興部の新任職員を御紹介いたします。

松村達参事兼市町村課総括課長です。地域振興室ふるさと振興監を兼任しております。

小國大作地域振興室長兼首席ふるさと振興監です。

菊池孝国際室長です。

松本淳科学・情報政策室長です。

大越治仁ふるさと振興企画室企画課長です。地域振興室ふるさと振興監及びI L C推進局企画総務課企画課長を兼任しております。

米内靖士学事振興課総括課長です。

浅沼玉樹調査統計課総括課長です。

高井知行地域振興室地域企画監兼ふるさと振興監です。

熊谷克行地域振興室特命参事兼地域振興課長兼ふるさと振興監です。

千葉実地域振興室特命参事兼自治体協働課長兼ふるさと振興監です。

及川有史県北・沿岸振興室沿岸振興課長です。地域振興室ふるさと振興監を兼任しております。

寺澤敬行国際室国際企画課長です。

山本章博交通政策室空港振興課長です。

木村幸地科学・情報政策室情報化推進課長です。

以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○**岩淵誠委員長** 御苦労さまでした。

次に、出納局の人事紹介を行います。

永井会計管理者兼出納局長から、出納局の新任の方を御紹介願います。

○**永井会計管理者兼出納局長** 出納局の新任職員を御紹介いたします。

安倍均総務課入札課長です。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**岩淵誠委員長** 御苦労さまでした。

次に、人事委員会事務局の人事紹介を行います。

今野人事委員会事務局長から、人事委員会事務局の新任の方を御紹介願います。

○**今野人事委員会事務局長** それでは、人事委員会事務局の新任職員を御紹介申し上げます。

藤村朗職員課総括課長でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**岩淵誠委員長** 御苦労さまでした。

次に、警察本部の人事紹介を行います。

大塚警務部長から、警察本部の新任の方々を御紹介願います。

○**大塚警務部長** 警察本部の新任の職員を紹介いたします。

玉澤賢一生活安全部長です。

吉田良夫刑事部長です。

田村剛交通部長です。

中屋敷修二警務部参事官兼首席監査官です。

吉田知明警務部参事官兼警務課長です。

金崎将樹監察課長です。

及川聰警務部参事官兼情報管理課長です。

熊谷秀一生活安全部参事官兼生活安全企画課長です。

岩渕克彦生活安全部参事官兼地域課長です。

大越剛生活安全部参事官兼人身安全少年課長兼刑事部参事官です。

大沼淳司刑事部参事官兼刑事企画課長です。

吉野幸雄刑事部参事官兼捜査第一課長です。

亀山久雄刑事部参事官兼組織犯罪対策課長です。

板垣則彦交通部参事官兼交通企画課長です。

伊藤寛交通部参事官兼運転免許課長です。

仲谷千春警備部参事官兼公安課長です。

菅原英二警備部参事官監警備課長です。

以上で、警察本部の紹介を終わります。

○**岩渕誠委員長** 御苦労さまでした。以上で、執行部職員の紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、請願陳情の審査を行います。受理番号第 39 号えん罪被害者を一刻も早く救済するため再審制度の速やかな改正を求める請願を議題といたします。

本請願について、当局の参考説明はありませんが、3月22日の総務委員会における配付資料を参考までにお配りしております。

それでは、質疑、意見交換に移ります。

本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**郷右近浩委員** さきの委員会において、本請願について、委員の中でさまざまな討議がありました。その中で、2016年の刑事訴訟法の一部を改正する法律による証拠開示請求の拡充が一体どのようなになっているのか、国がどのような形で進めようとしてきたのかという部分についても討議されました。刑事訴訟法の一部を改正する法律では、同法の施行から3年経過後に政府において制度の検討をすると規定されております。きょうは政府における検討状況の資料がいただけるものと考えておりましたが、資料を拝見すると、現在、政府において検討しているところということなののでしょうか。詳しく説明いただければと思います。

○**戸田特命参事兼法務・情報公開課長** お配りさせていただいた資料につきましては、刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行時のものになっております。現在、政府においてどういった検討がなされているかは、法務省の管轄でございますので、情報を持ち合わせておりません。刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行は令和元年6月1日ですので、3年経過後は令和4年6月となります。その後に政府が検討して必要な措置を講ずるとというのが、刑事訴訟法の一部を改正する法律の趣旨でございます。

それから、証拠の開示制度の改正の中身ですけれども、検察官は検察官請求証拠の開示

後、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに検察官が保管する証拠の一覧表を交付しなければならないという、公判前整理手続等における証拠の一覧表の交付制度が新たに設けられております。また、検察官が、裁判のときに、裁判所に提出する証拠以外の証拠で類型証拠に該当するものがある場合において、被告人や弁護人が請求したときには証拠を開示しなければいけないという規定がございますが、対象となる累計証拠が拡大されまして、検察官が証拠調べを請求した証拠物に係る差し押さえの調書、要旨調書、共犯者間の身体拘束中の取り調べの状況等の報告書といったものも対象になったところでございます。

○郷右近浩委員 請願の中に、再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化することとありますけれども、制度化には至っていないにしても、それに向けて進めているということでしょうか。

○戸田特命参事兼法務・情報公開課長 再審制度における全面的な証拠開示ですけれども、表立って何か動いているという情報はつかんでおりません。わからないところでございます。

○郷右近浩委員 先ほど話をした全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てができない制度に改正すること、私自身も何かしら情報を取れないかと思っていたのですが、わからない状況です。請願者の願意は、それらの部分が不足しているから、制度化や制度の改正をしなければいけないというものだと思うのです。制度化や制度の見直しを行うのはいいのですけれども、国は一体どのような方向にしようとしているのかがよく見えない。また、取り調べの録音・録画制度等については少しずつ動いてきましたが、その部分は一体どのような方向に進んでいるか、何か情報があればと思うのですが、いかがでしょうか。

○戸田特命参事兼法務・情報公開課長 再審制度の検討の動きについては全くわからない状態でございます。国は、運用の状況を踏まえて3年経過後に制度の検討をするということになります。具体的に何か動きがあるかと聞かれますと、そこはわからないということになります。

○岩淵誠委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○郷右近浩委員 今回の請願の趣旨は、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求めるといえるものです。急げという話であると思います。反面、現在、国がさまざまな形で動いているという話は若干漏れ聞こえているものの、具体的に動きがわからないという状況です。

令和4年度には、国が何らかの形で検討結果を示してくるようになるかと思っております。

私自身も内容を確認する時間をいただきたいと思います。よって、この請願については今回の常任委員会で結論を出すのではなく継続審査として、しっかりと、認識を持ちながら進めていくべきだと思います。継続審査ということで進めていただければと思います。

○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 それでは、郷右近浩委員からは継続審査という御意見が出されたわけがありますけれども、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって請願陳情の審査を終わります。

次に、「(仮称) いわて被災者支援センターについて」調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○澤田復興くらし再建課総括課長 それでは御説明いたします。県が今年度設置いたします東日本大震災津波被災者のための相談支援機能につきましては、これまで(仮称) いわて被災者支援センターとして御説明してきましたが、今般、仮称を取ったいわて被災者支援センターとすることに決定いたしましたので、本日はその名称にて御説明させていただきます。

それでは、お手元にお配りしております資料につきまして、各シートの右下に書かれているページ番号に沿って御説明をさせていただきます。

まず、1ページの目次をごらんください。本日の説明でございますが、初めに、これまでの取り組みとして、平成23年度から令和2年度まで取り組んできた東日本大震災津波被災者の相談支援体制について御説明し、その後、今後の取り組みとして、今年度設置いたしますいわて被災者支援センターについて御説明させていただきます。

それでは、2ページをごらんください。初めに、これまでの取り組みについて御説明いたします。東日本大震災津波発災後、沿岸市町村における行政機能が著しく低下し、被災者に対する相談体制が整わない状況となる中、被災者からのさまざまな相談に一元的かつ柔軟に対応する必要が生じました。

そこで、県では平成23年7月に、待ち受け型の総合相談窓口として、沿岸4地区の県合同庁舎等に被災者相談支援センターを設置し、相談員を配置いたしました。平成25年度からは、多様化する被災者からの相談、問い合わせに対応するため、弁護士や司法書士、行政書士、ファイナンシャル・プランナーといった専門家をセンターに派遣し、市町村や市町村社会福祉協議会など、関係機関と連携して対応してまいりました。

次に、3ページをごらんください。相談員による相談対応件数ですが、平成25年度の6,080件をピークに年々減少しており、令和2年度の相談件数は451件とピーク時の10分

の1以下となっております。相談内容といたしましては、住宅に関する相談が最も多く寄せられました。

次に、4ページの専門家による相談対応件数ですが、弁護士、司法書士、行政書士、ファイナンシャル・プランナーに対する相談が多く、相談件数は平成25年度の787件をピークに年々減少してきております。このように相談件数が減少してきた背景としては、市町村の相談窓口機能が整ってきたことや、被災者の生活再建が進んだことなどがあると考えております。このため被災者相談支援センターの設置目的であります被災市町村の相談体制が整わない状況下における被災者からのさまざまな相談に対する一元的対応につきまして一定の役割を果たしたものと判断し、本年3月末をもって設置を終了したところでございます。

次に、5ページをごらんください。沿岸市町村では、津波による被害が甚大であったことから、内陸や県外への避難を余儀なくされた被災者が多くおられました。また、沿岸市町村のマンパワー不足により、内陸や県外に避難された方の住まいの再建意向把握におくれが生じておりました。そのため、県では市町村に代わって、これらの方々の住まいの再建意向を把握するとともに、再建方法を決めかねている方への伴走型の支援を行うことにより、応急仮設住宅から恒久的住宅への移行を促進するため、平成28年5月から本年3月末まで、盛岡市内にいわて内陸避難者支援センターを設置いたしました。同センターでは、応急仮設住宅入居者の恒久的住宅への移行を促進するため、平成30年度から沿岸の応急仮設住宅に入居している被災者の方々への伴走型支援も実施したほか、令和元年度からは応急的住宅へ移行した被災者の方々からの相談対応も行ってまいりました。

次に、6ページをごらんください。同センターの主要業務であります内陸、県外避難者への対応につきましては、沿岸6市町から依頼のあった837世帯の住宅再建の意向を確認するとともに、こうした方々からの相談に対応し、本年3月までに全ての世帯が恒久的な住宅へ移行しております。この間の相談対応件数は、平成28年度から平成30年度までは年間3,000件を超えておりましたが、令和元年度以降は恒久的住宅への移行が進んだこともあり、半数以下に減少しております。

次に、7ページをごらんください。県内や県外に避難された方への支援につきましては、県が直接実施したものもあり、いわてグラフや住宅再建支援制度に関する資料などを送付したほか、令和元年度にはこうした方々の実態を把握し、支援方策検討資料として活用するため、避難者実態調査を実施しております。

次に、8ページをごらんください。避難者実態調査は、東日本大震災津波により本県で被災し、被災元市町村を離れ県内外に避難している3,557世帯に郵便で行い、1,426世帯から回答がありました。

主な回答内容ですが、9ページをごらんください。帰郷意思に関する設問に対しまして、帰郷済み、または帰郷意向のある世帯が20%前後にとどまっているのに対し、帰郷予定のない世帯は半数以上を占めております。

次に、10 ページをごらんください。避難生活を送る上で困っていることに関する設問に対しまして、生活資金に関することが最も多く 37.1%となっております。

次に、現在の被災者の状況について御説明いたします。11 ページをごらんください。みなし仮設住宅を含む応急仮設住宅の入居者数は、平成 23 年 10 月の 4 万 3,738 人がピークでしたが、本年 3 月 31 日までに全入居者が恒久的住宅へ移行し、応急仮設住宅での生活を解消しております。

次に、12 ページをごらんください。本年 3 月末現在の県内避難者数は 1,520 人、県外避難者数は 458 人となっております。また、本年 1 月に実施いたしました直近のいわて復興ウォッチャー調査結果報告によりますと、恒久的住宅への移行など生活基盤の整備が進んでいるとの声がある一方で、コミュニティー形成や高齢者の生活面の支援が必要との声、住宅ローンの返済など経済面の不安や新型コロナウイルス感染症の影響を懸念する声があったところです。

次に、13 ページをごらんください。こうした状況を踏まえまして、県では恒久的な住宅へ移行した後においても、生活面や経済面等の複雑な課題を抱え、生活が安定していない被災者に対する支援が必要であると考え、関係機関や専門家と連携し、生活再建を支援するいわて被災者支援センターを設置することといたしました。同センターは、特定非営利活動法人インクルいわてに運営を委託し、沿岸地区の被災者への支援を行う本センターを釜石市内に、内陸地区、県外避難者への支援を行うサブセンターを盛岡市内にそれぞれ設置することとしております。人員体制は、センター長以下 6 名で、今月 27 日の開所を予定しております。

次に、14 ページをごらんください。同センターの業務内容ですが、債務や生活設計等の課題を抱える被災者に対しまして、弁護士やファイナンシャル・プランナーといった専門家や市町村、市町村社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、個々の状況に応じた個別支援計画を作成し、伴走型の支援を行うこととしております。また、沿岸 4 カ所において、定期的に弁護士の無料相談を実施するほか、個別支援計画に基づき専門家によるアドバイスを受ける機会も設けることとしております。さらに、令和元年度に続き 2 回目となる県内及び県外被災者実態調査を今年度も実施し、被災者の状況やニーズを把握し、必要な支援を行うなどの取り組みも進めることとしております。

同センターの事業実施のイメージについて 15 ページにまとめておりますが、市町村を初めとする関係機関や専門家などと連携を図りながら、被災者一人一人に寄り添った支援に取り組んでまいります。

復興防災部からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○岩崎友一委員 確認であります。既存の枠組みが変わって、いわて被災者支援センターが令和 3 年 4 月 27 日に新しくスタートするという事です。被災者相談支援センターの設置が令和 3 年 3 月 31 日まででしたので、27 日間、間があいてしまいます。間をあげずに

継続して設置できなかった理由をお示しください。また、センターが釜石市、サブセンターが盛岡市に設置されるということでもあります。人員体制は6名とありますけれども、センター長も含めた6名の具体的な配置をお示しいただきたいと思います。

○澤田復興くらし再建課総括課長 まず、令和3年3月31日から令和3年4月27日までの間の継続という部分でございますが、今回設置するいわて被災者支援センターにつきましては、沿岸部に設置し、そこで主な業務を行うということを想定して立ち上げたものがございます。沿岸部での事務所の確保であるとか、電話の設置であるとか、さまざまな準備に時間を要しまして、空白の期間が生じてしまったところがございます。

加えて、今回設置するいわて被災者支援センターは、より専門的な内容に特化し、専門家の方々と伴走型の支援を行うということで、業務内容も変わっており、そうした業務を新たに行うための打ち合わせにも時間を要しております。令和3年4月27日に設置した後は、速やかに被災者の方々の御相談に対応し、支援できるように取り組んでまいりたいと思っております。

人員体制でございますが、釜石市のセンターに常駐する職員については2名を想定しております。盛岡市のサブセンターについては、内陸部と県外の避難者への対応、沿岸部の被災者の対応の両方に対応するというので、2名を設置します。センター長と、もう1人の職員については、インクルいわてに常駐し、インクルいわての業務を兼務しながら対応することを想定しております。

○岩崎友一委員 沿岸部の被災者相談支援センターは継続すべきであったのではないかとすることは、指摘をさせていただきたいと思います。

人員の配置の関係ですけれども、釜石市のセンターには2名、盛岡市のサブセンターには2名、残りの2名は兼務なので流動的となると、2名で沿岸の被災地全体を見るわけですから、支援体制としてはかなり弱体化すると思うのですが、いかがですか。

○澤田復興くらし再建課総括課長 人員体制についてでございますが、釜石市には常時2名がいるという形になります。先ほど申し上げましたが、盛岡市の2名については沿岸部、内陸部、県外の全てを見るということです。あとの2名は相談ケースに応じて機動的に対応していきたいと考えております。

今回設置するいわて被災者支援センターにつきましては、より専門的な、経済面を中心とした専門的な相談への対応を行うこととなります。相談対応につきましては、市町村、市町村社会福祉協議会が設置しております支援員、生活支援相談員といった方々との連携を強力に進めていきたいと考えております。そうした方々から寄せられたさまざまな情報を踏まえて、弁護士、ファイナンシャル・プランナーの方々につなぎ、総合的に対応していきたいと考えています。県だけの取り組みということではなく、市町村、市町村社会福祉協議会、専門家といった方々と一体となって取り組んでいきたいと考えております。

○岩崎友一委員 市町村、市町村社会福祉協議会と連携をするといっても、広い沿岸部に2名の配置というのは、現実的に厳しいのではないかと思います。人員体制を6名と決め

た経緯、委託業務の契約方法、委託先を決定した理由についてお示しいただきたいと思
います。

○澤田復興くらし再建課総括課長 業務の受託先を選定する際、人員については4名程
度、また、沿岸部、釜石市にセンターを設置するという事で募集をかけさせていただきました
ました。応募いただいた提案の中で、インクルいわての提案は、沿岸部にセンターを設
置し、また、内陸部と県外の被災者の方々への支援も継続したいというものでした。内
陸部、沿岸部、県外の全てを見られるような人員体制をとりたいということで、釜石市
に2名、盛岡市に2名の配置という提案をいただいたところでございます。県とインクル
いわてとでいろいろやり取りする中で、こうした体制を進めていこうとしたところで
ございます。

加えて、インクルいわては、これまでいわて内陸避難者支援センターでさまざまな経
験を積んでおり、今回設置するいわて被災者支援センターでもそうした経験を十分生か
せるだろうということで、県としては期待しているところでございます。

○岩崎友一委員 私も1回、インクルいわてを見させていただいて、しっかりと活動し
ていると思っているのですが、委託金額をお示しいただきたいと思います。

また、コロナ禍の影響もあって、今後、沿岸部においても相談件数がふえてくる可
能性があり、沿岸部に2名の人員体制では正直厳しいと思えます。委託契約の内容の変
更等によって人員を増員することは考えられないのか。資料中のアンケート調査にも
ありますとおり、生活資金に困っているという声が多く、インクルいわてが本当に行
いたい支援をするには人員が不足していると思うので、私は増員すべきだと思いま
す。県としての考え方も含めてお示しいただきたいと思います。

○澤田復興くらし再建課総括課長 まず、契約金額でございますが、税込みで3,941
万3,000円でございます。

続きまして、生活資金の関係でございますが、やはり復興10年を迎えるに当たりま
して、被災者の方々のニーズや状況が、さまざま変わってきております。住宅再建を
果たされた方におかれましても、その後の生活が大変だというお話が聞かれるよう
なっているとお伺いしております。そうした生活資金の関係に十分対応するため、
弁護士、ファイナンシャル・プランナーといった方々の協力をいただきながら、
個別支援計画を策定いたしまして、個人ごとのしっかりとした支援プランを策定し、
寄り添って対応していきたいと考えております。

人員体制につきましては、これまで各合庁に設置しておりました被災者相談支
援センターでの相談件数の推移、いわて内陸避難者支援のセンターでの相談件数の
推移、今後は専門家と連携した支援に重点を置くということ等を総合的に勘案いた
しまして、専任4名、他の業務との兼務を含めると6名という体制で対応できるの
ではないかと考えております。令和3年4月27日の設置でございますので、実際動
き出してみても、当初想定していなかったことが発生する可能性もございま
す。そういったものについては、委託者側と常に情報交換を図り、改善すべき点
があれば見直しを行いながら、よりよいセンターとして被

災者の方々に寄り添っていけるよう進めていきたいと考えております。

○**岩崎友一委員** わかりました。ぜひよろしくをお願いします。センターがあって、サブセンターがあって、配置される人員の数が一緒だということ、また、その数が2名ということもおかしいと思います。これからの相談内容の動向も見ながら、人員体制の強化も含め、しっかり対応していただきたいと思います。

○**工藤大輔委員** インクルいわては、これまで内陸避難者支援センターの事業を受託してきたと思いますが、その事業は終了して、新たにいわて被災者支援センターの業務のみを受託するものなのか、ほかの分野の業務も受託しながら、いわて被災者支援センターの業務も新たに受託したということなのか、確認をしたいと思います。

○**澤田復興くらし再建課総括課長** いわて内陸避難者支援センターにつきましては、令和3年3月31日で終了しましたので、復興防災部としてインクルいわてに委託する業務につきましては、令和3年4月27日に設置するいわて被災者支援センターの業務のみとなります。インクルいわては、男女共同参画センターの委託業務といった県が関係する業務も受託しておりますけれども、直接的な被災者の支援という観点では、いわて内陸避難者支援センターに替わりまして、いわて被災者支援センターの業務でこれまでの経験を生かしていただくということになります。

○**工藤大輔委員** ということは、いわて被災者支援センター以外の事業も幾つか請け負っている。盛岡市等の事業も請け負っていたと思いますが、それらも含めて重複する内容の事業はないという認識でよろしいのですね。

○**澤田復興くらし再建課総括課長** 基本的に重複するものはないと考えております。

○**工藤大輔委員** 課題がより深まり、また、解決しづらいものになっていると思います。

市町村や市町村社会福祉協議会と連携して取り組むということなのですが、大事なのは支援を必要とする方々の課題がどの程度解決したのかを把握することなのだと思います。それらをコーディネートし、弁護士、ファイナンシャル・プランナーなど関係する方々につなげられれば良いと思います。限られた人員の体制の中で、課題の解決の状況を把握しながら支援を行っていくことができるのかどうか、大事なポイントだと思いますので、示してください。

○**澤田復興くらし再建課総括課長** ただいまの御質問に関しましては、我々が想定している業務の流れといたしまして、まず、被災者の方々から直接もしくは日ごろ被災者の方々と接する機会が多い生活支援相談員の方々を介していわて被災者支援センターにさまざまな相談が寄せられるものと考えております。相談を受けて、被災者の方々にいわて被災者支援センターのスタッフ、生活支援相談員、市町村の職員、市町村社会福祉協議会の職員にも同行いただいて面談を行い、一体的に課題を把握したいと考えております。

その後、必要とする専門家の方々におつなぎし、どういった支援が必要であるのか、どういった対策が有効であるのかをお聞きしながら、個別支援計画を策定していきます。個別支援計画を策定して終わりということではなく、個別支援計画に基づいて、どの段階で

どういった支援をすとかといった部分も確認しまして、被災者の方々とともに定期的に進捗状況を確認していきます。軌道修正すべき点があれば軌道修正しながら、常に被災者の方々に寄り添い、生活の再建が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** その趣旨でやっていただきたいと思います。

以前、被災者の方々から聞いた話の中で、例えば市町村に相談したけれども解決できなかった。次は市町村社会福祉協議会に相談するが、解決できない。次は県に相談だといったときに、たらい回しにされた感覚を受けたということです。どこに相談してもなかなか解決の手法がない。そして、一旦解決を諦めるわけですけれども、ある程度時間が経過した後にもまた相談する。このような事例があるのではないかと考えております。

ですから、本来は、被災者の方々の抱える課題を一元的に見られるようなところがあればよいのです。新たな課題等も出てくると思いますし、非常に難しく、また、時間のかかる分野だと思いますけれども、先ほどの答弁のような思いを持って取り組んでいただきたいと思います。

県でもさまざまな実態調査をしているわけですが、いわて被災者支援センターが行う避難者実態調査について、新たに実施するものなのか、これまで実施してきたものの継続実施であるのか、確認したいと思います。

○**澤田復興くらし再建課総括課長** 実態調査の関係でございますが、先ほど御説明させていただきましたとおり、令和元年度に1度実施しております。その際は、内陸部、県外に避難されている被災者の方々の状況、家族構成、仕事、帰郷する意思があるのかどうか、生活する上で困っていることなどを設問として調査をしたところでございます。

いわて被災者支援センターが行う調査につきましては、住宅再建、恒久的住宅への移行が進んでいるという中であって、内陸部、県外に避難されていた方々が、現在どこでどのような生活をされているのかを改めて把握しようとするものです。内陸部、県外に避難し続けていると県で把握していた方が、実は既に県内の被災元自治体に戻ってきているというケースも考えられます。まずは、そうした実態の数を把握しようとするものでございます。

前回の調査では、生活する上で困っていることについての設問も入れたわけなのですが、いわて被災者支援センターが行う調査では設問の内容をより詳しいものに変えまして、被災者の方々がどういったことでお困りになっているのか、より詳細に把握できるようにしたいと思います。その調査結果に基づいて、きめ細やかな支援をしていきたいと考えております。

○**岩渕誠委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩渕誠委員長** ほかになければ、これをもって「(仮称)いわて被災者支援センターについて」調査を終了いたします。

この際、復興防災部から、第11次岩手県交通安全計画の作成について発言を求められて

おりますので、これを許します。

○多賀県民安全課長 第 11 次岩手県交通安全計画の作成について、資料により御説明申し上げます。初めに、今回の交通安全計画について当委員会に報告する理由ですが、令和 3 年度の組織再編で復興防災部が新設され、交通安全対策及び安全安心まちづくりの所管が環境生活部県民くらしの安全課から、復興防災部消防安全課に移管されたことに伴い、総務委員会の所管となったことによるものであります。

1、趣旨であります。本県では平成 28 年 7 月に陸上交通の安全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である岩手県交通安全計画の第 10 次計画を作成しました。その第 10 次計画の計画期間が令和 2 年度までとしていることから、交通事故の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、第 11 次岩手県交通安全計画を作成しようとするものであります。

なお、本計画は交通安全対策基本法第 25 条の規定により、令和 3 年 3 月に中央交通安全対策会議で作成した交通安全基本計画に基づき、岩手県交通安全対策会議が作成するものであり、県が作成する計画ではないため、県議会にお諮りする計画とはなっておりませんが、これまでの所管でありました環境福祉委員会においても計画作成時や決定時などには常任委員会で報告してきたところであります。

2、計画案の概要であります。資料 3 ページ A 3 判の第 11 次岩手県交通安全計画の作成についてにより御説明いたします。上段左側の趣旨であります。先ほど御説明しました計画作成の趣旨について記載しております。計画の期間であります。令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間とするものです。この計画を作成する岩手県交通安全対策会議についてであります。交通安全対策基本法第 16 条に基づき、都道府県に設置される機関で東北運輸局などの指定地方行政機関の長、岩手県教育長、岩手県警察本部長や市町村長などのほか、特別委員として東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社の職員で構成されています。この機関の下に設置されている岩手県交通安全対策会議幹事会において、今後計画案を検討することとなっております。

次に、交通事故の現状・特徴と課題でございます。(1)、道路交通の安全では、令和 2 年の死者数が 46 人、交通事故発生件数は 1,658 件、死傷者数は 1,999 人であり、第 10 次計画の目標を全て達成しております。しかし、本県の特徴としましては、致死率が全国と比較しても高いこと、死者数に占める高齢者の割合が全国と比較しても高いことなどが挙げられ、課題となっていることから、高齢化の進行に対応した交通事故防止を図り、高齢者や子供が安全に安心して外出できる交通社会の形成に向けた総合的な交通安全対策が必要であると考えます。

(2)、鉄道交通の安全については、乗客死者数は平成 28 年から令和 2 年までゼロ人で推移、運転事故全体の死者数は減少傾向にあり、第 10 次計画の目標を達成しております。全国的にも鉄道交通の運転事故は減少傾向にあります。

(3)、踏切道における交通の安全については、踏切事故件数は減少傾向であり、平成

30年から令和2年まではゼロ件で推移しております。

次に、資料右上の3、基本理念ですが、交通事故のない社会をめざして、人優先の交通安全思想、高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築を掲げることとしております。

4、計画の骨子（案）であります。国の計画にならない、道路交通の安全、鉄道交通の安全、踏切道の安全の3章で構成することとしております。

道路交通では、本県の現状、課題を踏まえ、対策を考える視点として、高齢者及び子供の安全確保、歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上など6項目を掲げ、施策として道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底など八つの柱を掲げることとしております。鉄道交通の安全、踏切道における交通の安全についても講じようとする施策として、鉄道交通については8項目、踏切道については4項目を掲げております。

恐れ入りますが、資料2ページにお戻りください。今後のスケジュールであります。現在、先ほど御説明した計画の骨子案に沿って素案の作成、取りまとめ作業を進めているところで、素案が取りまとまりましたら委員の皆様にお送りしたいと考えております。その後、5月から6月にかけてパブリックコメントと地域説明会により、県民の皆様から御意見をいただいた後、幹事会において最終案の取りまとめを行います。7月には、今回と同様に総務委員会において、計画最終案について報告の上、岩手県交通安全対策会議で計画決定、その後公表、国へ報告することとしております。

以上で第11次岩手県交通安全計画の作成について説明を終わります。

○**岩淵誠委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○**郷右近浩委員** ただいま御説明いただいた第11次交通安全基本計画についてお伺いしたいと思います。

資料により、都道府県分の交通安全計画を策定していくものと理解しました。策定の特別委員等について、県警察本部長等が入っているということですが、今回策定する第11次岩手県交通安全計画は、どのように交通安全対策を行っていくかという流れや理念であって、今後の予算編成や施策については、それぞれの部局で行うことになろうかと思えます。今後5年間、第11次岩手県交通安全計画に基づいて交通安全対策を進めていくということですが、予算編成等はどのような形になるのでしょうか。交通安全対策を所管する復興防災部が、関係するすべての事業に関与しながら進めていくといった考え方になるのでしょうか。

○**多賀県民安全課長** 岩手県交通安全対策会議は、国土交通省の東北運輸局、東北地方整備局も構成団体となっております。例えば道路の交通安全確保のために国道の道路改良が必要な場合には、形状の改良等について国で検討し、県道に係るものについては県で検討するという形で、それぞれが目標実現のためにどのような施策を講じていくのかを検討することとしております。また、例えば子供の安全確保という部分につきましては、学校又は地域社会における安全をどのように確保するのかということを県教育委員会で検討することとなります。各分野で第11次岩手県交通安全計画に基づいた施策を実施し、また、必

要に応じて予算事業を構築していくというものでございます。

○郷右近浩委員 交通安全対策の指針となる第 11 次岩手県交通安全計画の策定自体は復興防災部で取りまとめて進めていくけれども、第 11 次岩手県交通安全計画に基づいた施策については、それぞれの部局で協議を進めていくという認識でよろしいでしょうか。また、私自身、学校周辺などでのゾーン 30 の取り組みをしっかりと進めていただきたいと思いますとおりますが、今後、このことを話題にしたい場合は、復興防災部ではなく、県警察本部や、県教育委員会にお話しする形になるという認識でよろしいのでしょうか。

○多賀県民安全課長 第 11 次岩手県交通安全計画の策定につきましては、復興防災部でよろしいかと思えます。個々の施策につきましては、第 10 次までの岩手県交通安全計画を踏まえながら、各部門で第 11 次岩手県交通安全計画を作成しているところでございます。第 11 次岩手県交通安全計画ができ上がってからは、個々の施策については、該当する部局が説明することになるかと思えます。

○飯澤匡委員 私も、ただいまの郷右近浩委員から質問があった第 11 次岩手県交通安全計画の策定について提言をさせていただきたいと思えます。

総合的な計画としては、そのとおりだと思うのですが、やはり具体的な対策をしっかりと行っていくことが必要だと思うのです。特に交通事故の特徴として、高齢者が巻き込まれるケースが多い。私から見ますと、日本の高齢者の方々は非常に地味な服装をしており、暗がりだと見づらい。それで、自動車と接触し、その場では大したことはなかったのだけれども、その後に病院に搬送され、死亡に至るというケースもあると聞いています。

外が暗い時間帯には反射材等を身につけることを各地の交通安全協会でも推奨しておりますが、外に出るときに少し目立つ格好をしてもらうなど、何か特徴的な対策を講じていかないと、計画が計画で終わってしまう。第 11 次岩手県交通安全計画について、高齢者にフォーカスして、何か具体的な対策を行いましょうということにしていかないと、実効性のない広範的な対策に終わってしまう。昔は子供の飛び出しが多かったけれども、今は高齢者が左右を確認しないで飛び出してくるほうが多いのではないかと思います。

また、方向指示器を出さないで曲がる自動車もあり、県警察本部と連携した運転者に対する取り組みも必要です。先ほど申し上げた服装の件について、交通安全協会などと協議して県民にわかりやすい形で取り組むなど、国と同じことをするのではなくて、県として独自の具体的な対策を行うべきだと思うのですが、いかがですか。

○多賀県民安全課長 国の目標では死傷者数が掲げられておりますが、第 11 次岩手県交通安全計画におきましては、死傷者数のほかに、新たな指標を設定しようと考えております。県の特徴としまして、交通事故の発生件数は全国の中でも低いのですけれども、死傷者数が多く、その点が大きな問題だと考えております。第 11 次岩手県交通安全計画では、高齢者、子供、自転車に係る交通安全対策を特に重視したいと考えておりますので、飯澤委員から御意見のあった高齢者の安全確保につきましても、関係機関と十分に協議しまして、具体性のある計画となるようにしてまいりたいと思えます。

○**飯澤匡委員** 岩手県交通安全協会一関支部以外の地域はわからないのですが、岩手県交通安全協会一関支部の役員の方々も高齢化しており、新しい担い手が入ってきておらず、対策が陳腐化しているのです。啓発活動などに真面目に取り組んでいただいているのですが、お金の使い方もルーチン化しているわけです。別の具体的な方策を考えるように誘導していかないと、新しい打開策が見込めません。団塊の世代の方々の高齢化も進み、高齢者はますますふえていくわけですから、具体的な目標と具体的な対策を今回の第11次岩手県交通安全計画に盛り込んでいただきたい。県として具体的な対策を行った結果、具体的な効果が上がったという成果を情報発信できるよう、今後の取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**多賀県民安全課長** 具体的な目標を立てて対策を行っていく、そのとおりだと思います。

○**岩淵誠委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** ほかになければ、これをもって本日の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の今年度の委員会調査につきましては、さきの委員会において令和3年度総務委員会調査計画のとおり実施することで決定いただいたところではありますが、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点に鑑み、状況を見極めながら対応することとしたいと思います。

つきましては、調査実施の有無も含め、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩淵誠委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、調査計画に変更があった場合には、追って通知することといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。